4550

番号

名

4553

社ユ

メッ

クス株式会

埼

玉県熊谷市代五百三十一

番

地

-平

年成

| | | | | | | | | | | |

7三十一日まで-年二月一日も

5で3から平成1

Ŧ

4554

会ウ

ディ

アイ株式

十二番二:

|十三号| |八阪市鶴見区鶴見|

三丁目

-平

年成

|十年||月四日から平成|

Ŧ

4555

大英株式会社

四号大阪市宝持四丁目三大阪府東大阪市宝持四丁目三

番

十平

年<u></u> 十

一月十七日ま

で日

から平

成

艦

**§**4540号

小型船舶用数命間
太(膨脹式)航行
太(膨脹式)航行
区域が限定沿海区
域以下の小型船舶
(旅客船を除く。)

成

4557

式会社M

M

百兵

七庫十県

の市 ·加古川

町溝之口

成平

成二十年十二日 成十九年十二

十二月二十六日まで

ら平

継

§4579号

小型部 (機) (機)

舶賬

用試数)数( 公命間

グアト型

·加 番古地川

4556

石井化薬株式会社

丁目十六番四号 大阪府大阪市都

島区東野田

町

十平

\_, 年二 -十

月十六日まで-年一月十七日から平

成

成

## 0 )農林水産省告示第二百七十二号

成十八 を次のように改正する。 ď 農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五号) 第百二十条の二十三第二項、 平 第百三十六条第八項及び第九項並びに第百四十一条の六第七項及び第八項の規定に基づき(災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五号) 第百二十条の二十三第二項、第百三十五条 成二十年二月二十五日 .年二月二十七日農林水産省告示第百九十七号 ( 園芸施設基準共済掛金率等を定める件 ) 省略し、 農林水産大臣 若 林

:縄県庁に備え置いて縦覧に供する。) 次のよう」 附 則 Ιţ その関係書類を農林水産省経営局保険課並びに北海道庁、 愛知県庁

正俊

m

○経済産業省告示第三十号

するものとし、 この告示は、 同日前に共済責任期間が開始した園芸施設共済の共済関係については、 平成二十年四月一日以後に共済責任期間が開 2始する園芸施設共済の共済関係から なお従前

号 の事業者を次のように指定する。 平 成 十年 月二十五日

中小企業信用保険法 (昭和二十五年法律第二百六十四号) 第二条第四項第一号 の規定に基づき

経済産業大臣

甘利

яĦ

光建設株式会社 称 王神 町奈二川 二川丁県 住 日二十六番地 F原区上丸子-所 Щ 二平 と定市 とができる期間を中小企業者の認定を市町村長又は特別区長 一成 十成 一年一月二十二十年一月 一月二十日ま 1まで を申請することをして対しては 成

4551 式 十三号 山梨県甲府市徳行三 一目 二六番 二平 十成 年十 -年 月 月 

の事業者を次のように指定する。 中小企業信用保険法 (昭和二十五年法律第1 平 成 十年 月二十五日 |百六十四号) 第

番号

名

称

住

所

4552

会スエ

云社へ・ジャパン株式

式工

七番九号東京都台東区東上野三丁目三

Ŧ

二平

干成

年一月二十七日まで一十年一月二十八日から平

成

艦

4539号

ズボン内層 型

特

継 型式承認

.4538**号** 

品

乴

官

経済産業大臣 甘利

とができる期間をからできる期間を対しては特別区長に対しては 明

○経済産業省告示第三十一号 |条第四項第 号 の規定に基づ ţ 同

及び住听並びに法  調受けた者の氏名又   登	氏名では、その代表の代表	大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
	所に関する法律 (例に関する法律 の) (別に関する法律 の) (別に関する の) (別に関する法律 の) (別に関する法律 の) (別に関する法律 の) (別に関する の	で、同法第三十九条において、同法第三十九条において、同法第三十九条において、同法第三十九条において、同法第三十九条において、同法第三十九条において、同法第三十九条においては名称及び住所並びに法人にあっては、その代表というが、というで、同法第三十九条においては、その代表というが、というでは、その代表というが、というでは、その代表というが、というでは、その代表というが、というでは、その代表というが、というでは、その代表というが、というでは、その特別では、その代表には、その特別では、その特別では、その特別では、その特別では、その特別では、その特別では、その特別では、その特別では、その特別では、その特別では、その特別では、その代表には、その特別では、その特別では、その代表には、その代表には、その特別では、その代表には、そのの代表には、そののでののでののでののでは、そのでののでののの
特許庁長官 肥塚 雅博で、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三十六条の規定に基づ	代表 分の名称 で名称及び所在地に法 調査業務を行う区 査業務を行う事業所に法 調査業務を行う区 査業務を行う事業所を計 登録を受けた者が調 特許庁長官 肥塚 雅博特許庁長官 肥塚 雅博(平成二年法律第三十号)第三十六条の規定に基	において準用する同法第三十四条第一号の規定において準用する同法第三十四条第一号の規定に法 調査業務を行う区 査業務を行う事業所に法 調査業務を行う区 査業務を行う事業所のど へいして 大阪府大阪市北区芝内 (自動制御) ループ 十 先行技術調査 株式会社パソナグの名称 (自動制御) ループ ト た行技術調査 株式会社パソナグの名が できない できない できない できない できない かんしょう いんしょう いんしょう はいい しょう はいい しょう によい こう はい しょう によい こう はい しょう によい こう はい しょう はい しょう はい しょう にんしょう はい しょう はい しょう はい しょう にんしょう はい しょう はい はい はい しょう はい
肥塚	分の名称 登録を受けた者が 登録を受けた者が 特許	会議を受けた者が 別の名称 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	分の名称 登録を受けた者が	分の名称を行う区 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

〇国土交通省告示第百 六十三号

三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、 船舶等型式承認規則(昭和四十八 平成二十年二月二十五日 年運輸省令第五十号) 同規則第十二条の規定に基づき、 第八条の規定に基づき、 平成二十年二月十 、告示する。

作業用救命な(型船舶用救命開発船舶に適合するの要件に適合するのででである。 の件の名 である。作品を作り、作品を入り、作品を入りなる。 称 ベルト港 物件の型式 日本救命器」 株式会社 製造者の名 海 ⊕往窓

朑

)気室保護カバーの形状を変. 様を追加する。②作動索の 更した仕様を追加する。 国土交通大臣 밹 贫 囲 冬柴 9 图 鐵三 喲 便し

1749

①小型船舶用救命胴衣の要件にするものに変更する。②膨脹装するものに変更する。③コロントフ位置を廃止した仕様を追加するテートの生地を変更した仕様をあ。⑤ズボンの形状を変更したな。⑥ズボンの形状を変更し様を追加する。⑥再帰反射材のを変更する。⑥ に装つるをしの適置ァ。追た面適置ァ。追た面合のス争加仕積

①膨脹装置の位置を変更するロントファスナーを廃止する水布の生地を変更した仕様をる。④ズボンの形状を変更しを追加する。⑤再帰反射材の変更する。 ⊕往窓 )気室保護力/ 比様を追加する を更した仕様る りバーの形状を変] する。②作動索の1 兼を追加する。 るるを見るのでは、自然をののでは、自然をののでは、自然をして、自然として、自然とは、自然とは、自然を表現をある。 側に関し フ防庁様を 17 PM